

D棟の飲食施設部分及び観光拠点施設（飲食施設部分）の工事区分について

工事区分	費用負担	施工	主な内容	備考
A工事	市	市	建築：躯体、外部建具 電気：配線・配管の一次側引込み、盤、子メーター 機械：給排水・ガス配管の一次側引込み、子メーター、法定換気設備 防災：法定防災設備	建築基準法、消防法等の基準に適合した状態とする必要がある。
B工事	入居者	市	A工事にて施工したものに対する変更工事	入居者の要望により発生するものを対象とする。
C工事	入居者	入居者	建築：内部間仕切り壁、内装、什器等 電気：盤からの二次側配線・配管、照明 機械：二次側の給排水・ガス配管、空調、厨房換気	A・B工事以外の全工事とする。